



交通事故をなくす福岡県民運動本部
マスコットキャラクター



たぐいまの笑顔で今日も会えますように
福岡県

交通事故をなくす福岡県民運動本部

(福岡県・福岡県警察・市町村・(一財)福岡県交通安全協会ほか)

運動の 重点

子供と高齢者を
始めとする歩行者の
安全の確保

夕暮れ時と夜間の
事故防止と歩行者等の保護など
安全運転意識の向上

自転車の
安全確保と交通
ルール遵守の徹底

飲酒運転の
撲滅と悪質・危険な
運転の防止

運動期間 令和7年9月21日(火)~9月30日(木)

秋の交通安全県民運動



9月30日は交通事故死ゼロを目指す日です!

秋の交通安全全県民運動実施要綱

一 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

◆運転者・歩行者は

- 道路横断の方法や安全確認等交通ルール・マナーを実践しましょう。
- 歩きスマホ・ながら運転はやめましょう。
- 横断する時は、止まって、見て、合図を出して、車が確実に停止するのを待って、渡りましょう。

◆家庭・地域・職場では

- 子供と高齢者に対する交通安全指導、保護誘導活動を推進しましょう。
- 通学路や通り慣れている道路等の危険箇所や道路への飛び出し等の危険性、身近に起きた交通事故について話し合いましょう。

二 夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上

◆運転者・歩行者は

- 横断歩道に横断者がいるときは、一時停止して横断者を優先させましょう。
- 早めのライト点灯や対向車、先行車がない状況でのハイビーム活用に努めましょう。
- 夕暮れ時・夜間に外出するときは、反射材用品や明るい服装を着用しましょう。

◆家庭・地域・職場では

- 横断歩道等における歩行者等の保護意識の向上に努めましょう。
- 従業員に対して夕暮れ時や夜間における運転時の注意事項について周知しましょう。
- 反射材用品等の視認効果や使用方法について確認しましょう。

三 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底

◆運転者・歩行者は

- 「自転車安全利用五則」を守りましょう。（※1）
 - 自転車保険に加入しましょう。
 - 夕暮れ時は早めにライトを点灯し、反射材用品等を装着しましょう。
 - 自転車は車両です。
- 見通しの悪い交差点では徐行し、「止まれ」の標識があるときは、必ず一時停止しましょう。

◆家庭・地域・職場では

- 家庭、職場でヘルメットの着用を呼び掛けましょう。
- 自転車の定期的な点検整備に努めましょう。

※1 自転車安全利用五則

① 自転車は車道が原則、歩道は例外

② 車道は左側を通行

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

④ 安全ルールを守る

⑤ 子どもはヘルメットを着用

四 飲酒運転の撲滅と悪質・危険な運転の防止

◆運転者・歩行者は

- 飲酒運転は犯罪です。
 - 「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」ことを徹底しましょう。
 - 飲酒運転を見掛けたら、必ず110番通報をしましょう。
 - 妨害運転（あおり運転）は犯罪です。
- 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転に努めましょう。

◆家庭・地域・職場では

- アルコール検知器を有効活用するなど飲酒運転の防止に努めましょう。
- 飲酒運転を防止するため、通報訓練を始めとする研修会の実施などに取り組みましょう。
- ドライブレコーダーの設置を検討しましょう。

交通の方法に関する 教則及び 交通安全教育指針が 一部改正されました。

主な改正内容

・信号機のない場所で横断するときには、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝えるようにすべき旨の記載を追加

・自転車乗車時における乗車用ヘルメットなどの交通事故による被害

軽減のための器具を

着用すべき旨の

記載を追加



交通事故をなくす

福岡県民運動本部は

発足から 60年になります。

交通事故をなくす福岡県民運動本部発足の経緯

交通事故が多発する中、昭和37年3月15日福岡県議会において交通事故をなくす県民運動の実施についての決議がなされました。この決議に基づき、昭和37年4月26日に交通事故防止に関する県民総ぐるみ運動の推進を図るための組織として「交通事故をなくす福岡県民運動本部」が発足しました。

交通事故をなくす福岡県民運動本部の構成

福岡県知事が本部長をつとめ、県、県警察、市町村、福岡県交通安全協会等関係機関・団体により構成されています。